

環境影響評価準備書についての意見の概要及び見解提出書

平成25年 3月27日

大阪府知事 様

住所 交野市私部1丁目1番1号

氏名 交野市

代表者 交野市長 中田 仁

電話 (072) 892-0121

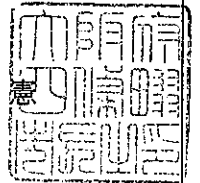


住所 四條畷市中野本町1番1号

氏名 四條畷市

代表者 四條畷市長 土井 一

電話 (072) 877-2121



大阪府環境影響評価条例施行規則第83条第1項において準用する大阪府環境影響評価条例第19条第2項の規定により、下記の対象事業（都市計画対象事業）に係る環境影響評価準備書の意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類を、別添のとおり提出します。

記

対象事業(都市計画対象事業)の名称

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業

※整理番号



備考 ※印の欄には、記入しないでください。

準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(1)

準備書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
I. 事業計画に関する意見	
<p>1. 両市の分別回収に関する意見 四條畷市・交野市両市の現在のごみ分類方法を再検討してください。そして、両市で統一した新しいごみ分類方法を決めてください。 両市はそれに従ってごみ処理をしてください。また、新しい冊子と1枚物の表を両市民に配ってください。</p>	<p>1. ごみの分別方法につきましては、今後、分別区分を統一する方向で検討します。 また、両市の分別区分が決まりましたら、分別冊子の配布等により周知に努めます。</p>
<p>2. 煙突の排出濃度について ごみ焼却場排気ガス中の「ダイオキシン類」の削減設計値を0.01~0.05ng-TEQ/m³に変更すること。</p>	<p>2. 新施設のダイオキシン類の排出濃度は、規制基準値の十分の一である0.1ng-TEQ/m³を計画値としました。これは、ごみ質の変動があったとしても、安定して運転できる値を示しており、予測に用いた排出濃度もこの値を用いています。 施設の稼働後の一般環境中のダイオキシン類濃度は、現状と同じ0.044pg-TEQ/m³と予測され、環境基準値の0.6pg-TEQ/m³を大きく下回っています。また、施設からの寄与濃度は最大でも0.000335pg-TEQ/m³であり、一般環境濃度に対する寄与割合は0.8%と低い値となっています。 新施設の運用にあたっては、燃焼管理及び排ガス処理装置の維持管理を適切に行い、ダイオキシン類の更なる低減に努めてまいります。</p>

準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(2)

準備書についての意見の概要	都市計画決定権者(交野市、四條畷市)の見解
II. 調査・予測・評価に関する意見	
大気質	
<p>1. 窒素酸化物濃度予測の手法に関する意見</p> <p>第2京阪道路建設にあたり、二酸化窒素濃度の増加について事業者が行った環境影響評価の予測に対し、供用開始後の沿道測定局の二酸化窒素の測定結果を比較したところ、二酸化窒素濃度の増加について事業者が住民に説明してきた予測を超えている。第2京阪道路建設あたって行った環境影響評価と同じ手法で二酸化窒素(窒素酸化物)の濃度予測をしたとするならば、本件アセスの評価は疑問があり、予測手法が適切であるかどうかを説明されたい。この点で、他の事業における二酸化窒素(窒素酸化物)のアセスにおいて、今回、用いられた手法法と同じ手法で行われた予測が、供用開始後の測定で妥当であるかどうかを検証した結果を示して、予測の妥当性を明らかにされたい。</p>	<p>1. 本事業においては、従来から環境影響評価で実施されている地上気象観測に加え、ドップラー・ソーダによる上空の風向風速の1年間連続測定、事業計画地に設置した高さ59mのクレーンの先端からトレーサーガスを流し、風下側の希釈状況を測定する拡散実験、地形模型を用いた地形影響を検討する風洞実験等を実施し、これらの実験結果は、実績がある予測手法に反映しております。</p> <p>枚方市東部清掃工場建設事業や岸和田都市計画・貝塚都市計画ごみ処理施設建設事業で事後調査が行われていますが、一般廃棄物焼却施設のように、脱硝処理された排ガスが高煙突から排出されるケースでは、寄与濃度が環境濃度に占める割合は非常に小さく、本事業の場合でも、最大着地濃度地点においても窒素酸化物(NO_x)の年平均寄与濃度は0.0001ppmと予測しており、環境濃度に対する寄与割合は0.8%であり、発生源の近傍で測定する道路の場合とは異なり、環境濃度の事後調査結果から事業による二酸化窒素の寄与濃度を推計することは困難です。</p> <p>なお、大気汚染の事後調査としては、環境濃度の調査の他、煙道における濃度も測定することとしております。</p>
<p>2. PM2.5に関する質問</p> <p>環境影響評価準備書では浮遊粒子状物質の環境調査の結果は書かれているが、PM2.5に関して記載されているか不明確です。</p> <p>(1) 【沿道環境】の浮遊粒子状物質の測定値に大きさにPM2.5の濃度は含まれているのか。</p> <p>(2) そもそも焼却炉からPM2.5は発生しているのか。データがないなら現状の焼却炉で測定し事実を明確にして欲しい。</p> <p>(3) もし発生しているとしたらそれは計画されているフィルターで除去可能か。実験データに基づいた回答をお願いします。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質は、粒径10μm以下の粒子であり、PM2.5は空気動力学径が2.5μm以下の粒子のことで一部2.5μmを超える粒子も含まれます。従って、浮遊粒子状物質には、基本的にPM2.5も含まれています。</p> <p>なお、PM2.5については、事業計画地周辺の一般環境や沿道環境において測定しており、その結果は準備書のp.147～p.148に記載しております。</p> <p>(2) 現施設においてばいじん濃度を測定しており、これにより施設から排出される粒子状物質の濃度を把握することができます。このデータは公表しております。</p> <p>我が国の工場では、ばいじん対策が取られてきており、清掃工場からの排出量はわずかなものとなっています。また、自動車排ガス対策等により、PM2.5濃度は、我が国では減少傾向にあります。</p> <p>現在問題となっているのは、排出された窒素酸化物や硫黄酸化物等が遠くへ移流する過程で化学変化により生成される2次生成粒子ですが、これは広い領域の問題となります。</p> <p>計画している施設は、現施設から規模が縮小されますので、広い領域における大気汚染物質の排出量という意味では施設からの排出量は低減される方向となります。</p> <p>(3) 京都大学の研究(「都市ごみ焼却施設から排出されるPM2.5等微小粒子の挙動」、2010年)では、実測に基づきバグフィルターでPM2.5の99.93%以上が除去されています。</p>

準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(3)

準備書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
II. 調査・予測・評価に関する意見	
大気質（続き）	
<p>3. PM2.5を予測項目に加え、それらの大気中での増加の予測と評価を行われたい。</p>	<p>3. 本事業における調査・予測等の項目については、大阪府環境影響評価条例に基づいて、方法書の手続きの中で決定されたものです。</p> <p>なお、排出された窒素酸化物や硫黄酸化物等が遠くへ移流する過程で化学変化により生成される2次生成粒子については、計画している施設は、現施設から規模が縮小されますので、広い領域における大気汚染物質の排出量という意味では施設からの排出量は低減される方向となります。</p>
<p>4. オキシダントを予測項目に加え、それらの大気中での増加の予測と評価を行われたい。</p>	<p>4. 本事業における調査・予測等の項目については、大阪府環境影響評価条例に基づいて、方法書の手続きの中で決定されたものです。</p> <p>なお、オキシダントについては、NO_xやVOCが移流していく過程で化学反応により生成されるため広い領域の問題ですが、計画している施設は、現施設から規模が縮小されますので、広い領域における大気汚染物質の排出量という意味では施設からの排出量は低減される方向となります。</p>
<p>5. 操業開始後の汚染問題 TVOCに関する調査及び環境への配慮がなく、「杉並病」及び寝屋川市廃プラ処理施設周辺で起きている健康被害を認識していない。健康被害は未知の汚染物質からも惹起されるが、その評価、対策がない。</p>	<p>5. 本事業における予測・評価等の項目については、大阪府環境影響評価条例に基づいて、方法書の手続きの中で決定されたものです。</p> <p>なお、計画している施設では、プラスチック類の中間処理を行う計画とはなっておりません。</p>

準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(4)

準備書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
II. 調査・予測・評価に関する意見	
水質、地下水、土壌	
<p>6. 土壌汚染の健康被害について</p> <p>(1) 土壌調査及び地下水調査の結果、基準超過した項目、地点が見られ、このように土壌汚染にまみれた土地に、ごみ処理施設が建設される不安は消し去ることはできず、大阪府、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合は、このことを十分に認識し、環境保全に万全を期していただきたい</p> <p>(2) 土壌汚染の項で、「直接摂取によるリスクの観点からの環境保全対策としては、現状の土については、10cm以上のコンクリート、3cm以上のアスファルトもしくは50cm以上の非汚染土で覆土し、露出させないことから、土壌汚染による影響はほとんどないと予測される。」と記されているが、大阪府環境影響評価審査会に答えたときされる「法規制値よりさらに厳しい施設の環境保全対策を講じる」との内容との整合どのように図るつもりか。少なくとも非汚染土による覆土を1メートル以上にするなど、法規制値（環境省令基準）よりさらに厳しい環境保全対策に努め、将来不安の除去に努めていただきたいと強く要望する。</p> <p>(3) 調査で明らかになった土壌汚染は、建設予定地内においてさらに広範囲に広がっている可能性があり、掘削工事によって発生する発生土の中に有害物質で汚染された土壌が含まれる危険性が予測できる。このことは、コンクリートやアスファルト等についても同じことがいえる。発生土及びコンクリートやアスファルト等の再利用について、その全量において有害物質による汚染の有無をチェックするとともに、汚染土壌や汚染されたコンクリート等の廃棄物については、有害物質等の完全除去を含めた具体的な環境保全対策が準備書に明記され、措置が講じられるべきであると考え、この点、強く要望する。</p>	<p>6.</p> <p>(1) 過去に周辺地域の住民に心労をかけてきた経過を踏まえ、事業の推進に当たっては、十分な説明と住民のご意見をお聞きして、安全・安心な施設づくりを目指します。また、工事実施や施設の供用に際しては、準備書にお示しした環境保全対策を講じてまいります。</p> <p>(2) 環境省令で定める基準は、直接摂取によるリスク防止措置として設定されたものと認識しております。工事に当たりましては、汚染土壌の上に砂利を敷き、その上に50cm以上の汚染されていない土壌を覆土する、あるいは、3cm以上のアスファルトまたは10cm以上のコンクリートにより舗装を行うこととなりますが、基準の遵守はもちろんのこと、基準を上回る安全側に立った施工を実施してまいります。</p> <p>(3) コンクリートやアスファルトは固形物であり、中まで汚染されていることはないと考えておりますが、発生土やコンクリート・アスファルト殻につきましては、事業計画地内で有効に再利用した後は、その上を汚染されていない土壌による覆土、あるいはコンクリート、アスファルトによる舗装を行い、汚染の拡散や直接摂取によるリスクを防止してまいります。</p>
<p>7. 地下水及び土壌汚染について</p> <p>施設内で使用された水は施設外へは排出しないと聞いているが、場内に降った雨は、地表や地下に浸透し、水路等を通して天野川に流れてしまう。天野川の下流では、河川水を汲み上げて農業用水に利用しており、場内に降った雨に溶け込んだ有害物質を含んだ雨水が天野川に流れ込み、その影響で農作物に被害を及ぼすことの無いよう、また、その農作物を食べた人に健康被害が出ることの無いよう、計画地内の土壌の入れ替えが必要と考える。</p>	<p>7. 現状の天野川の水質調査は、交野市、四條畷市、生駒市の3市で継続的に実施していますが、健康項目及びダイオキシン類ともに環境基準を下回っています。事業計画地内は、コンクリート・アスファルト等の人工構造物、それ以外の部分は50cm以上の汚染されていない土壌で覆い植栽を行う計画です。このため雨水の地下への浸透は現状と比べて少なくなると考えられます。一部の浸透した雨水は、地下暗渠を通じて修景池に集水し、また、建築物への雨水の一部は貯留して利用しますが、それ以外の雨水は排水施設を通じて大部分を修景池に集水し、敷地内排水最終柵を通じて天野川に放流する計画となっています。施設の供用時には、準備書 p. 866 にお示ししたとおり、事後調査として敷地内排水最終柵において有害物質の濃度を測定する予定であり、基準値を超える場合には、濁水処理装置及び水質処理装置を通して、天野川に放流します。</p>

準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(5)

準備書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
II. 調査・予測・評価に関する意見	
水質、地下水、土壌（続き）	
<p>8. 建設工事に伴う問題</p> <p>(1) 現地の地盤は砂利採取後の廃棄物等の埋戻地であり、コンクリートパイルの打込等の地盤改良工事を必要とすると思われるが、そのことの記述、評価、対策がない。</p> <p>(2) 土壌汚染対策法上「形質変更時要届出区域」であるが、実態は「要措置区域」ではないか。</p>	<p>8.</p> <p>(1) 事業計画地は、土砂採取後に埋め戻された土地であることから、ある程度地盤改良を行う必要があると認識しています。このため、準備書 p. 815 において、リサイクル施設の杭工事により発生する建設汚泥を予測しています。また、騒音・振動の予測において杭打機も対象としています。</p> <p>掘削時には工事排水を導水しノッチタンク内で処理を行った後に第1沈砂池、第2沈砂池を経て調整池に導水することとしており、杭打ち時には工事排水は殆どないと考えますが、工事排水が生じる場合には掘削時と同様な対策を実施してまいります。</p> <p>(2) 土壌調査により、一部の区域から基準値を超える汚染物質が検出されました。そのため、土壌汚染対策法に基づき、土地所有者から区域指定の申請を行ったところ、周辺の地形等の条件から、地下水汚染が周辺井戸などへ拡散することはなく、周辺住民の方々への被害を生ずるおそれは無いことから、大阪府知事により、当該区域が「形質変更時要届出区域」に指定されています。</p>
<p>9. 操業開始後の汚染問題</p> <p>(1) 地下水への土壌汚染物質溶出の可能性を認めながら、影響なしと強弁している。念のためとはいえ井戸水の使用を止め、上水を供給する計画がそのことを物語っている。また、舗装面に降った雨水は、低度処理の後、天野川に放出する計画で、汚染物質の舗装面への付着、流出及び、舗装面劣化による浸透、溶出を考慮していない。</p> <p>(2) 建設工事に伴う問題により、準備書に記述されていない人体に重大な影響のある環境汚染が懸念される。また、現地周辺は大阪府下に残る数少ない野生生物の生息地であり、これらの種への影響及び市大植物園への影響が懸念される。</p>	<p>9.</p> <p>(1) 現状の天野川の水質調査は、交野市、四條畷市、生駒市の3市で継続的に実施していますが、健康項目及びダイオキシン類ともに環境基準を下回っています。</p> <p>事業計画地内は、コンクリート・アスファルト等の人工構造物、それ以外の部分は50cm以上の汚染されていない土壌で覆い植栽を行う計画です。このため雨水の地下への浸透は現状と比べて少なくなると考えられます。</p> <p>一部の浸透した雨水は、地下暗渠を通じて修景池に集水し、また、建築物への雨水の一部は貯留して利用しますが、それ以外の雨水は排水施設を通じて大部分を修景池に集水し、敷地内排水最終柵を通じて天野川に放流する計画となっています。</p> <p>施設の供用時には、準備書 p. 866 にお示ししたとおり、事後調査として敷地内排水最終柵において有害物質の濃度を測定する予定であり、基準値等を超える場合には、濁水処理装置及び水質処理装置を通して、天野川に放流します。</p> <p>上記のような対策を講じますので、汚染物質の舗装面への付着はないものと考えております。</p> <p>また、舗装面劣化による浸透・溶出のご懸念につきましては、舗装面の適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>(2) 工事の実施に当たっては、準備書 p. 858～p. 862 にお示しした大気質、水質や陸域生態系に対する環境保全対策を講じてまいります。また、p. 867 にお示した事後調査を行う予定です。</p>

準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(6)

準備書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
<p>Ⅲ. 事後調査に関する意見</p>	
<p>1. 大気モニタリング・システムの設定</p> <p>妙見東地区内に大気環境測定が常時確認できるモニタリング・システムを設置すること。環境影響評価準備書による 864、866 ページでの事後調査で「供用後 1 年間」で終了としていますが、処理設備の運転状況の変化などによる異常値が発生しない保証はない。このため、新ごみ焼却場から排出されるダイオキシン類をはじめ他の汚染物質を常時測定監視するモニタリング・システムを妙見東地区に設置し、地域住民が安心と安全が常時確認できることを求めます。</p>	<p>1. 一般環境における事後調査は、供用開始後 1 年間としていますが、これは供用開始予定の平成 29 年度が処理量の最大年で予測対象の年度としているためです。</p> <p>準備書にお示ししたとおり、施設からの大気汚染物質の寄与濃度は一般環境の現況濃度と比較して遥かに小さい値であり、一般環境中の大気汚染物質濃度の事後調査結果によって施設稼働による変化を評価することは困難と考えております。</p> <p>ご懸念の運転状況の変化などによる異常値発生につきましては、熱回収施設の煙突において、硫酸酸化物質、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素については事後調査の他、運転管理を目的として、これらの項目を常時監視測定する予定であり、仮に高い値が測定された場合には、燃焼管理等にフィードバックすることとしています。</p> <p>また、ダイオキシン類については、常時監視ができないことから、一酸化炭素濃度、酸素濃度や焼却炉内温度を常時監視し、一酸化炭素の濃度管理や燃焼温度管理を行うなどの適切な排出削減監視に努めてまいります。</p> <p>なお、常時監視測定結果の公表の内容、手法等につきましては、検討を行ってまいります。事業計画地内において、測定結果の表示盤の設置を予定しております。</p>
<p>Ⅳ. 環境保全対策に関する意見</p>	
<p>1. 道路の拡幅と歩道の設置</p> <p>国道 168 号では、歩道が無く道幅が狭小な部分が多くある。ごみ収集車の走行台数が増加すると、すれ違いのために走行速度をゆるめたり、ハイキング客を避けるために反対車線にはみ出したりして非常に危険でもあり車の流れが停滞することで車の排ガスの排出量が増加すると予想されるため、道路の拡幅と歩道の設置を要望する。</p>	<p>1. 国道 168 号の歩道に関しては、道路交通及び歩行者の安全確保の面からも、早急な整備について、大阪府当初予算に対する市町村要望を行い、「都市整備中期計画（案）の重点方針に基づき、今後、事業の必要性や優先度について検討を行っていく」との回答を得ているところですが、今後も引き続き、あらゆる機会を捉え、道路幅員の狭い箇所については、道路の拡幅と併せて要望してまいります。</p> <p>また、ごみ収集車の走行については、適正走行、アイドリングストップ等の運行管理を徹底するとともに、低公害車等の環境負荷の少ない自動車の導入について検討を行い、環境影響の軽減に努めてまいります。</p>

準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(7)

準備書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
V. その他	
<p>1. ごみ処理施設整備事業に関する意見</p> <p>生駒市と近接した地域への建設計画であり、生駒市側は大規模な住宅地や小・中学校も多く存在し、特に冬場は北東よりの風に乗って粉じん等、有害であると考えられる物質が生駒市側住宅密集地に流入することは明らかで、生駒市北西部住民にとっては受け入れ難い立地であるため、即時撤回、候補地の再検討を強く求める。</p>	<p>1. 候補地の選定については、準備書 p.8～p.17 にお示ししたとおり、客観的なデータに基づいて評価を行いました結果、事業計画地は、6 候補地の中で、最適であると判断しました。</p> <p>煙突排ガスによる影響については、現地で実施した大気質、気象データを用いて予測した結果、大気汚染に関して定められた目標の達成に支障を及ぼさないと評価しています。</p> <p>事業の実施に当たり、生駒市及び周辺地域の住民の皆様にご説明を行ってまいりましたが、今後ともご理解を得られるよう努めてまいるとともに、施設の稼働につきましては、適切な運転維持管理により大気汚染物質の排出抑制に努め、安心・安全な施設としてまいります。</p>
<p>2. 建設費の削減</p> <p>計画中の設備建設費総予算額（用地費含む）13,266,000 千円をあらゆる角度から設計などの見直しを行い、削減すること求めます。</p>	<p>2. 「周辺環境の保全と調和」、「安全な・安心できる・安定した・経済性に優れた施設」等の施設整備コンセプトに沿った適切な施設となるような設計に努めてまいります。</p> <p>また、工事の請負業者の選定に当たっても、環境保全対策等の技術面を評価すると同時に価格面についても評価してまいります。</p>
<p>3. 「準備書」の評価</p> <p>全体として、「此処に建設ありき」を前提とした準備書で、建設には周辺住民の納得同意が不可欠であるが、周辺住民として納得できない。</p>	<p>3. 事業実施に当たり、周辺地域の住民の皆様にご説明を行ってまいりましたが、今後とも、ご説明、話し合いを実施し、事業にご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>